⑩ 刑を終えて出所した人やその家族

刑を終えて出所した人やその家族に対する不当な差別的取扱いの事案等が発生しています。社会復帰のためには、本人の強い更生意欲と併せて、周りの人々の理解と協力が必要です。

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職や住居の確保における不当な差別的取扱い等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実は極めて厳しい状況にあります。刑を終えて出所した人たちが、地域社会の一員として安定した社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族はもとより、職場、地域社会の理解と協力が必要です。

政府においては、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、令和５年３月に策定された「第二次再犯防止推進計画」等により、刑を終えて出所した人等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、広報・啓発活動を始めとする再犯防止のための様々な施策を推進しています。

法務省では、犯罪や非行をした人の改善更生について国民の理解・協力を促進し、犯罪や非行のない地域社会を築くため、地域住民の理解と参加を得て“社会を明るくする運動”を実施しており、「幸福の黄色い羽根」を運動のシンボルとして掲げ、全国各地で啓発活動を行っています（“社会を明るくする運動”の詳細は、法務省ホームページをご覧ください。）。

法務省の人権擁護機関では、刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくし、社会復帰に資するよう人権啓発活動や人権相談、調査救済活動に取り組んでいます。

■刑を終えた人に対する差別待遇に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
刑を終えた人に対する差別待遇	11	5	4	4	2

法務省ホームページ“社会を明るくする運動”